

## **5. 管理運営計画**

**Management plan**



## 5. 管理運営計画

### (1) 基本方針

#### 市民一人一人が、志をもち寄って

新名護博物館では、市民一人一人が博物館活動を支える原動力になると考えます。博物館が提供するサービスは利用者の視点に立つことを基本とし、市民参画などを積極的に導入することで拓かれた管理運営の形態を模索します。



## 5. 管理運営計画

---

### (2) 管理運営の方法

#### 【管理運営に関わる部門】

##### 現状と課題

現博物館では部門（係）が確立されていないため、学芸員が施設運営や庶務を少なからず担当しています。こうした状況下では、十分な資料収集・保存活動や調査・研究活動を業務時間内におこなうことが難しくなり、これらをベースにした展示活動も消極的になりがちです。

##### 必要な部門

新名護博物館には、博物館活動の専門的事項を司る「学芸部門」、学芸活動をスムーズにおこなうために必要となる庶務や、施設管理運営に関する業務を司る「管理運営部門」を設けます。

また、博学連携を中心とした教育普及活動に重点を置く新名護博物館では、「教育普及部門」を新設し、専任的に関係業務を担当します。

そして、これらの部門を統括する「博物館長」の下、相互の業務をよく理解し、部門間の密な連携を図りながら各々が最大限の力を発揮します。

#### ①学芸部門

##### ○資料収集・保存

資料の収集や収蔵された資料の適切な整理、保存などをおこないます。

(p. 18~20)

##### ○調査・研究

計画的な調査・研究計画を立案し、さまざまな連携を図りながら実行します。

(p. 21~23)

##### ○展示

常設展示の模様替えや企画展・特別展などの企画から開催までを担当します。

(p. 24~26)

## 5. 管理運営計画

### ②教育普及部門

#### ○教育普及

他の担当や学校関係者と連携を密にし、体験学習や展示案内など、各種教育プログラムの企画から開催までを担当します（p. 27～30）。

#### ○地域交流

博物館活動に携わる市民等の窓口となり、その活動計画のコーディネイトや、他の担当との調整などをおこないます。

### ③管理運営部門

#### ○管理

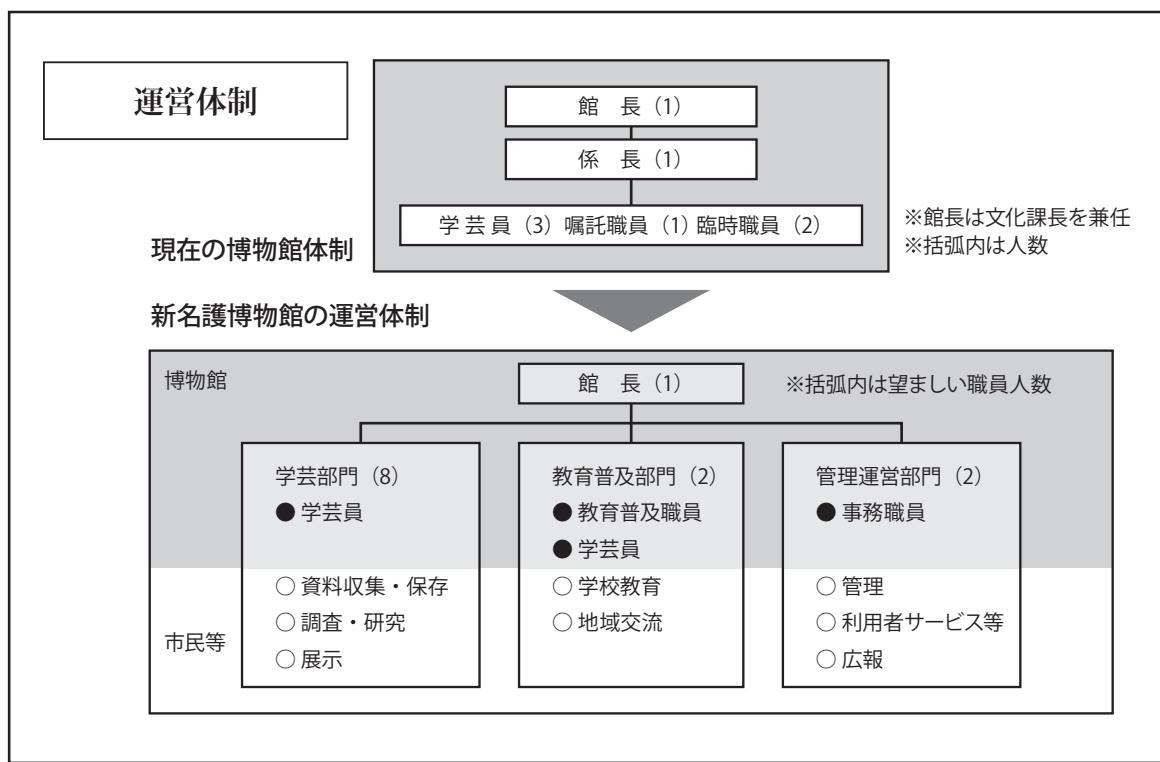
博物館利用者の安全管理、施設・設備の維持管理など、博物館活動全般の円滑な運営をおこないます。

#### ○利用者サービス等

来館者の受付や各種申請の窓口、博物館施設の利用案内など、利用者が快適に博物館を使用できるためのサービスをおこないます。

#### ○広報

ホームページやその他のWEB媒体、印刷媒体を通して館外への情報発信をおこないます。行政内だけでなく旅行・交通関係の民間会社等とも連携し、集客の安定・向上に努めます。



## 5. 管理運営計画

### 【職員の役割と員数】

#### 館長

博物館長は各部門の業務を掌握し、博物館活動が円滑におこなわれるよう統括する役割を担います。博物館活動を熟知し、各部門を監督する能力や市内外のさまざまな組織と調整する能力が求められ、兼務ではなく専任的にその役割を果たす必要があります。

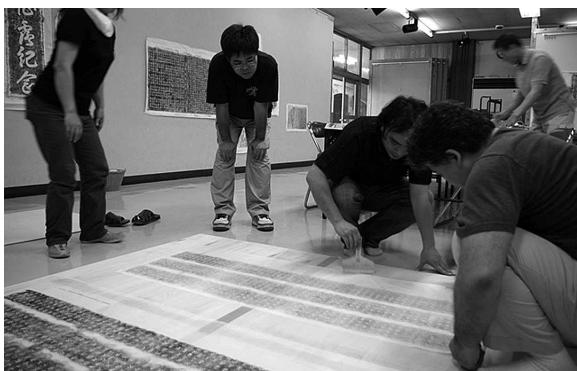
#### 学芸員

学芸員は専門性を活かし、学芸部門や教育普及部門に全般的に携わります。専門知識の他に、資料を管理するための整理能力、魅力ある活動をおこなうための豊かな発想力や表現力、活動を実行に移すための優れた企画力や行動力、さまざまな博物館利用者や連携組織と交流するためのコミュニケーション能力など、多種多様な能力が求められます。

また、管理運営部門も把握し、相互に密な連携を計りながら博物館活動をより良くするために尽力する必要があります。

新名護博物館に必要な学芸員の専門分野としては、以下が想定され、各分野に最低でも1名の学芸員を配置することが望ましいと考えます（計8名）。

- 自然史……地学／植物／動物（陸上）／動物（水域）
- 歴史・文化・考古／歴史／民俗／美術・工芸



## 5. 管理運営計画

### 教育普及職員

新名護博物館が重点を置く博学連携を推進させるためには、学校教育と博物館活動の双方をよく理解し、専属的に学校との調整をおこなう教育普及職員の存在が必要です。

教育普及職員は、学芸員や教職員、市民学芸員などと協力して、博物館の魅力がつまつた教育プログラムを作成・実行します。また、市民学芸員や市民団体などの窓口となり、博物館活動に関する助言や指導をおこないます。

このため、プログラム受講者へのわかりやすい説明や、さまざまな調整などをスムーズにおこなうコミュニケーション能力が求められます。

新名護博物館に必要な教育普及担当職員としては、以下が想定され、各部門に最低1名の職員（可能なら学芸員資格取得者）が望ましいと考えます。（計2名）

学校担当：小学校・中学校・高等学校等

一般市民担当：広報全般・市民団体等

### 事務職員

博物館活動には、広範囲にわたる事務を適切に処理する事務職員の存在が不可欠です。そこでは、一般的な事務能力の他にも、博物館活動を理解し、学芸部門が最大限の力を発揮できるよう柔軟にサポートする能力が求められます。



## 5. 管理運営計画

### 【開館形態】

#### 開館日と休館日

年間の開館日を増やし、利用者の利便性を高めます。施設・設備のメンテナンスなどで休館が必要な場合は、適宜休館日を設定します。

#### 開館時間

常設展示の観覧時間は、屋内外を含めて現博物館の午前10時～午後6時を踏襲します。屋外の敷地の一部については、博物館周辺住民等の利用を考慮し、より広範囲な時間の開放を検討します。

また、開館時間外であっても、イベント時などには利用できるような柔軟な体制を検討します。

#### 利用料金

館内は有料・無料のゾーンに分け、有料ゾーンについては入館料、観覧料等を徴収します。名護・やんばる広域の教育に資する目的で、北部12市町村の学校利用については無料とします。

また、小学生以下の幼児および65歳以上の高齢者、障害者とその随伴者、その他必要性を要する利用者については無料を検討します。

利用料金については、現博物館の制度を踏襲しつつ、他館料金や社会情勢などを考慮して検討します。



現在の名護博物館受付

## 5. 管理運営計画

### (3) 管理運営の体制

#### 管理運営の主体

博物館を管理運営する方法として、設置者（名護市）の直営方式、業務を完全に民間などに委託する指定管理方式、両者の併用方式など、多様な形態があげられます。

指定管理者制度とは、設置者である普通地方公共団体（都道府県・市町村）の代わりに、設置者が指定した法人その他の団体に公共施設の管理を代行させる制度です。業務の範囲や内容を協定で詳細に取り決めるとともに、管理運営が適切におこなわれているか評価する仕組みや、設置者との密な情報交換が必要不可欠です。指定期間は一般的に3～5年程度であり、この期間に継続性に問題のある指定管理者は、変更することも考えられます。

この制度の一般的なメリットとしては、民間の自主性、独自性を活かした事業の効率化や、質の高いサービス提供、経費の節減が期待できることなどがあげられ、博物館に導入される事例も全国的に増えています。

指定管理者制度を導入する場合、博物館の機能と使命が管理代行者によって果たされるかどうかを十分に検討する必要があります。おもな検討事項としては、代行業務の範囲と指定する団体の二つがあげられるでしょう。

代行業務の範囲について考えると、入館料や企画展の観覧料、ショップ・カフェの売上げなどによる収益を見込むことが可能な管理運営部門の場合、指定管理者に（※）インセンティブを付与することで民間のノウハウが十分に発揮され、事業の効率化や質の高いサービス提供が期待できます。

一方、利益を上げにくい学芸部門や教育普及部門は、博物館の根幹をなす重要な活動を担っているだけに、中長期的な計画に基づいて人材確保や事業実施をおこなっていく必要があります。

全国的には、博物館運営のすべてを指定管理者が代行している事例もありますが、そのためには、代行者が博物館という特殊な機関の性質を熟知し、運営のノウハウを持っていることが条件となります。

新名護博物館の場合、沖縄、特に名護・やんばるの特殊性を考慮すれば、博物館運営のノウハウがあり、地域と密な関係を持つ団体を指定することが望ましいのですが、残念ながら県内にはそのような実績をもつ団体はほとんどないのが現状でしょう。

しかし、管理運営部門のショップ・カフェの運営や広報業務であれば、他の部門と連携を取りつつ地元の民間企業やNPO法人などのノウハウを十分に活かすことも可能です。

\*インセンティブ・・・収益にあわせて指定管理者が報奨・報酬を受け取るなど、意欲の向上につながる仕組み

## 5. 管理運営計画

以上のことと踏まえ、新名護博物館の少なくとも学芸部門と教育普及部門については、これまで築いた地元との関係性や人材を活かして、設置者である名護市が直営でおこなうことが望ましいと考えます。

また、管理運営部門については、指定管理者制度や部分的な業務委託を検討することとします。

部門	業 務	概 要	運営の条件	運営主体		備 考	
				直営	民間等		
	館 長	各部門の掌握、対外的な調整等	博物館活動を熟知し、監督能力、調整能力に優れていること	○	×	館長の勤務形態が嘱託等であると、博物館事業の決裁権が持てず、連絡、指示体制等が複雑化し、全体的な博物館活動に支障をきたす。	
学芸	資料収集・保存	資料収集と整理・保存、データ化	地域の財産である資料を適切に管理し、博物館の理念に従って中・長期的な学芸活動を継続できること。	○	△	指定管理者制度は、「継続性の確保」や契約期間を超えた人材確保、中長期的な経営において「将来像を描くこと」が困難であり、これまでの地元との関係性や人材を活かして市直営で行う方が望ましい。	
	調査・研究	調査・研究		○	△		
	展示	企画展等の計画・実施、常設展示の見直しなど		○	△		
教育普及	教育普及	体験学習など、各種教育プログラムの計画・実施。 教育機関、学校等との調整	地域の学校や団体、博物館に関わる団体などと連携を密にし、他の部門と協力して効果的な教育普及ができること	○	△	全国的には指定管理の事例はあり、指定管理も可能ではあるが、沖縄、特にやんばるの特殊性を考慮すれば、博物館運営のノウハウがある地域の団体を指定することが望ましく、将来的にはそのような団体を育成していく必要がある。	
	地域交流	市民学芸員や市民団体などの活動コーディネイトなど		○	△	指定管理者のインセンティブ付与によって収益が見込まれる分野は、入館料や企画展の観覧料、ショップ・カフェの売上げ等に限られており、学芸部門を指定管理者が行うメリットがあまりない。	
管理運営	管理	庶務	博物館の運営・維持に関する庶務全般	博物館活動を十分理解し、運営を維持するための適切な管理ができること。  植栽等管理には屋外展示も含まれるため、博物館の理念を理解した上で、他の部門の指摘を得ながら、適切な管理ができる。	○	×	各種契約手続き、会計処理など、直営でないと支障をきたす
		警備	建物、敷地内の警備		×	○	従来通り、業務委託。指定管理でも可
		清掃	建物内、敷地内の清掃		○	○	従来通り、業務委託。指定管理でも可
		植栽等管理	野外の畠や自然散策路、植栽等の管理		○	○	野外展示の管理については、館との密な意思疎通が必要
		設備等保守	設備等の保守点検や修繕など		×	○	防災、くん蒸、電気等。従来通り、業務委託。指定管理でも可
	利用者サービス等	総合案内	観覧料徴収、各種申請、受付・総合案内、展示物点検など		○	○	業務委託では、施設の利用許可申請などはできない
		カフェ・ショップ	オリジナルグッズや特産品、書籍等の販売。飲食店経営		△	○	民間の経営力が発揮できる。ただし博物館活動との一体的なメニュー化など、館との意思疎通が重要
	広報	各種広報媒体を利用したイベントの広報。 バーチャル・ミュージアムの管理 誘客計画の策定・実施。	博物館の理念、活動を理解した上で、効率的・効果的な広報ができる。館の発信したい情報を魅力的にPRできること		△	○	効果的な集客のノウハウを持つ民間の力が発揮できる。 業務委託では自由度が限られる。

○:適當 △:やや不適當 ×:不適當

## 5. 管理運営計画

### (4) 財務

質が高い博物館活動を継続するためには、安定した財源の確保が必要不可欠となります。全国的に見ても、歳入が歳出を上回る博物館はほとんどないのが現状ですが、費用対効果では測り知れない教育という分野への投資に重点を置いているための結果ともいえるでしょう。

しかしながら、このような教育施設である博物館の性質を踏まえつつも、財務負担を軽減する努力は当然必要です。適切な事業計画を立てて実行し、その評価・改善をおこなうことで、運営の効率化、能率化を図るマネジメントサイクルを確立することは重要となります。

また、国や民間など多方面からの資金援助先を開拓し、歳入に充てることで、活動資金の一部を賄います。

#### おもな歳入

##### ① 使用料

入館料／企画展等の観覧料／施設・設備使用料 など

##### ② サービス収入

ミュージアムショップ収入／飲食店収入／催事収入 など

##### ③ 雑入

寄付金／貸出料 など

##### ④ その他

補助金／助成金 など

#### おもな歳出

##### ① 管理運営費

人件費／施設管理費／光熱水費／保険料／委託費（清掃ほか）／通信費／事務費 など

##### ② 資料収集費

資料購入費／委託費（剥製製作等）／図書購入費 など

##### ③ 調査研究費

謝金／使用料（車両など）／賃借料（調査研究機材など） など

##### ④ 教育普及活動費

講師謝金／企画展等開催経費／体験学習・講座の開催経費／印刷製本費 など

## 5. 管理運営計画

### (5) 市民参画

#### 市民参画の推進

活動計画で挙げた「市民学芸員」(p. 29) や博物館活動に携わる組織との連携を強化し、全部門での市民参画の推進をめざします。

「学芸部門」と「教育普及部門」においては、資料整理や調査・研究、体験学習、出前講座、展示解説といった博物館活動のサポートを通して、参画する市民自身が生涯学習を推進し、やりがいを感じられるよう支援します。展示活動では、学芸員のサポートにとどまらず、企画から展示会まで市民が自立的におこなうことも可能でしょう。

「管理運営部門」においては、さらに進んだ市民参画の形態として、すでに述べたように指定管理者制度や部分的な業務委託を検討します。

また、このような制度に応じて、博物館の運営に特化した法人格を持つ市民団体の育成をおこない、地元の団体が博物館を運営する仕組みづくりを推進させます。ショップや飲食店の運営、屋外の施設や植栽などの管理を市民が担うことで、地域の独創性を活かした魅力ある活動展開が期待されます。



## 5. 管理運営計画

### 【博物館活動に携わる組織】

#### 博物館協議会

博物館協議会は、博物館の運営が適性かつ円滑におこなわれているか協議する組織です。

館長の諮問に応じて、運営に関する意見を述べます（博物館法第20条）。人数や人選については、博物館の設置者である地方公共団体の条例に委ねられていますが、現行では、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動をおこなう者、並びに学識経験のある者の中から5人で構成される組織となっており（名護博物館協議会条例第3条）、新名護博物館でもこれに準じます。

#### 博物館友の会

博物館友の会は、市民を中心に構成される博物館利用者の団体で、博物館活動により深く関わり、その理解を深めるとともに、さまざまな生涯学習を推進することをめざす組織です。

#### 市民団体

NPOなどの市民団体は、博物館活動をサポートすることを目的にした組織で、計画的な人材育成なども実施しながら設立されることが望ましいと考えます。学芸部門では、調査・研究や企画展開催、教育普及事業のサポートなどを、管理運営部門では、ショップや飲食店の運営、屋外の施設やビオトープの管理などの委託が想定されます。

#### その他

各種サークル、研究会など





## **6. 博物館建設にむけて**

---

Promotion plan



## 6. 博物館建設にむけて

### (1) 新館建設の足どり

新館建設にむけた基礎的な事柄が基本計画で策定されると、次の段階では以下のような作業工程が想定されます。

#### 基本設計(1年)・実施設計(1年)

用地を取得した後、1年目を基本設計、2年目を実施設計にあてます。

基本設計は、基本構想・基本計画の内容を忠実に反映できるよう、大まかに表現するものです。実施設計では、実際に施工する際に使用できる図面を策定し、専門的な知識や技術を駆使しながら素材や構造などを細部にわたって検討・決定していきます。

また、基本設計、実施設計とも、建築設計と展示設計に分けて仕様書を作成し、専門業者に発注します。専門業者の選定や発注に際しては、目的やコンセプト、予算などを考慮しながら、計画通りの成果を得られるよう指示・管理することが不可欠です。

#### 製作・建築・施工(2年)

ハード面では図面と予算に基づき、建設・内装・展示などの専門業者に発注します。計画通りに製作・施工されているかの検修・管理業務もおこなわれます。

工事は、おもに建築工事と展示工事にわけられます。建築工事には土地の造成、施設の基礎造り、構造計算に伴った壁面・屋根の工事着工と設備工事（電気・機械・空調・給排水）、外構工事も含まれます。

展示工事には、展示造作工事、展示資料の製作、映像製作、サイン製作、屋外展示制作などが含まれます。開館に向けては、建築工事の進み具合を見ながら、さまざまな準備をおこなう必要があり、運営に必要なパンフレットなどの印刷物製作や広報・宣伝活動、安全保守のマニュアルの設定なども含まれます。



## 6. 博物館建設にむけて

### (2) 新名護博物館建設事業工程



## 6. 博物館建設にむけて



## 6. 博物館建設にむけて

